

## 日本年金機構インターネット公売ガイドライン

### 第1 総則

日本年金機構が実施するインターネット公売（以下「インターネット公売」といいます。）とは国税徴収法（昭和34年法律第147号）の規定に基づき、紀尾井町戦略研究所株式会社が運営する官公庁オークションサイトにおいて、全国の年金事務所長又は特別法人対策部長（以下「年金事務所長等」といいます。）が実施する公売手続をいいます。

日本年金機構が実施するインターネット公売に参加していただくためには、国税徴収法に基づく公売手続及びインターネット公売を利用していただくための規約について記載しました以下の日本年金機構インターネット公売ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます。）をよくお読みいただき、公売手続に関する全ての条項について確認していただくとともに、同意していただく必要があります。

#### 1 本ガイドラインにおける用語の意義等

本ガイドラインで使用する用語の意義は、国税徴収法の定めるところによるほか、次のとおりとします。

##### (1) インターネット公売

官公庁オークションサイトにおいて、期間入札又は期間競り売りの方法（以下これらを併せて「入札等」といいます。）により年金事務所長等が実施する公売をいいます。

##### (2) 公売財産

公売財産とは、年金事務所長等が国税滞納処分の例により差し押さえた財産の内、インターネット公売に付される財産又は付された財産をいいます。

##### (3) 公売参加者

公売参加者とは、インターネット公売で公売財産の入札又は競り売りに係る買受申込みをしようとする方又はした方をいいます。

##### (4) 代理人

代理人とは、公売参加者の委任を受けて実際にインターネット公売の手続きを行う方をいいます。

##### (5) 公売参加申込期間

公売参加申込期間とは、インターネット公売の入札等に先立って、あらかじめ公売参加の申し込みの受付をする期間をいいます。

##### (6) 入札等申込期間

入札等申込期間とは、インターネット公売で公売財産の入札等の受付をする期間をいいます。

##### (7) 公売担当部署

公売担当部署とは、インターネット公売で公売財産にかかる公売事務を行う年金事務所長等及び職員をいいます。

##### (9) 身分に関する証明書

本人確認のための身分に関する証明書（運転免許証等の公的機関発行の証明書等）をいいます。

なお、法人代表者の場合は、上記のほか商業登記簿にかかる登記事項証明書等の代表権限を有する書面をいいます。

## 2 インターネット公売において適用する法律など

インターネット公売の手続は、本ガイドラインに定めるところによるほか、国税徴収法の定めるところによります。

また、紀尾井町戦略研究所株式会社が定める KSI 官公庁オークション利用規約や関連するその他の規約などについては、本ガイドライン及び国税徴収法の規定に反しない限り、インターネット公売の手続において公売参加者又はその代理人（以下「公売参加者等」といいます。）を拘束するものとします。

## 3 インターネット公売に関する公売の条件

インターネット公売に関する公売の条件には、本ガイドラインに定める事項のほか、年金事務所等が行う公売公告に定める事項があります。

## 4 インターネット公売の法的性質

公売とは、年金事務所長等が、滞納者の財産を差し押さえ、この財産（公売財産）を強制的に売却する制度です。インターネット公売には、次に掲げる事項など、通常の売買やオークションと異なるところがあります。

- (1) 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、滞納者（現所有者）及び公売担当部署には担保責任が生じないこと。
- (2) 公売担当部署は、公売財産が動産、自動車（道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）の規定により登録を受けた自動車をいいます。）などの場合、その公売財産を、現況有姿（現在あるがままの状態をいい、その財産に傷などがあっても補修などを行わないことをいいます。）で引き渡すこと。
- (3) 公売担当部署は、公売財産が不動産の場合、現実の引渡しの義務を負わないこと。  
また、公売財産と隣接地との境界の確定、公売財産に占有者等がいる場合のその占有者等から引渡しを受けることに及び不動産内にある動産の撤去などについては、買受人が自己の責任において行わなければならないこと。
- (4) 買受人は、買受人に承継される債務（マンションの未納管理費やゴルフ会員権の未納年会費など）を負担しなければならないこと。
- (5) 買受人は、買受代金の納付後に公売財産の返品及び買受代金の返還を求めることができないこと。

## 5 下見会の開催など

インターネット公売には、上記 4 に記載しました法的性質があるため、公売財産が動産、自動車などの場合、必要に応じて公売財産の下見会を開催しますので、下見会で公売財産をご確認ください。

下見会に関する情報は、日本年金機構のホームページなどに掲載します。

なお、下見会場では、公売担当部署が必要と認める場合は、入場希望者に対する入場の制限又は入場者に対して退場を求めることがあります。

## 6 公売保証金の提供

インターネット公売に参加するためには、あらかじめ公売保証金を提供する必要があります。公売保証金の提供方法につきましては、本ガイドライン及び公売公告をご確認ください。

## 7 官公庁オークションサイト

インターネット公売に関する参加申込みや入札等の手続などは、紀尾井町戦略研究所株式会社がインターネット環境上に提供するオークションシステムである「KSI官公庁オークション」において行います。

公売参加者及びその代理人は、公売システムの画面上で参加申込みなどの一連の手続を行ってください。

## 8 公売中止

インターネット公売においては、公売財産の売却決定がされたとしても、買受代金が納付されるまでに滞納保険料等が完納された場合など、公売担当部署がその公売財産の公売を中止することがあります。

また、公売システムなどに不具合が生じたことにより、次に掲げる期間において次のような事態が発生した時は、公売全体を中止することがあります。公売中止につきましては、日本年金機構のホームページなどに掲載します。

### (1) 入札等申込期間前

ア 公売参加申込期間の始期に公売参加申込みの受付を開始することができない時

イ 公売参加申込期間中に公売参加申込みの受付をすることができない状態が相当期間継続した時

ウ 公売参加申込期間の終期以降に公売参加申込みの受付をすることができる状態が継続し、その終期以降に受付をした公売参加申込みを取り消すことができない時

### (2) 入札等申込期間中

ア 入札等申込期間の始期に入札等の受付を開始することができない時

イ 入札等申込期間中に入札等の受付をすることができない状態が相当期間継続した時

### (3) 入札等申込期間終了後

ア 入札等申込期間の終期以降に入札等の受付をすることができる状態が継続した時

イ 入札等の受付を終了した旨の情報を公売システムに掲載することができない時

## 第2 インターネット公売の参加資格

### 1 インターネット公売の参加制限

次のいずれかに該当する方は、インターネット公売に参加することができません。（代理人によ

る参加もできません。)

- (1) 国税徴収法第92条《買受人の制限》の規定に該当する方
- (2) 国税徴収法第108条第1項《公売実施の適正化のための措置》の規定に該当する方  
(過去2年間、インターネット公売で買受代金を納付しなかった方など)
- (3) 本ガイドライン及び紀尾井町戦略研究所株式会社のKSI官公庁オークション関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- (4) 公売財産が農地など買受人に一定の資格や要件を必要とする場合で、その資格などを有していない方
- (5) 制限行為能力者（民法第753条該当者を除きます。）  
ただし、その親権者などが代理人として参加する場合を除きます。
- (6) 公売の手続に関する日本語を理解することができない方  
ただし、その代理人が公売の手続に関する日本語を理解できる場合は除きます。
- (7) 住所又は所在地、連絡先がいずれも日本国内にない方  
ただし、その代理人の住所又は所在地、連絡先が日本国内にある場合を除きます。

## 2 代理人によるインターネット公売の参加

公売参加者は、代理人にインターネット公売の手続をさせることができます。この場合において、公売参加者は、代理人に対し、公売参加申込みから入札等までの手続及びこれらに附帯する事務を委任することとします。ただし、制限行為能力者（民法第753条該当者を除きます。）が代理人になることはできません。

### (1) 代理人の資格

代理人は、前記第2の1《インターネット公売の参加制限》に記載しました参加することができるための要件を満たさなければなりません。

### (2) 代理人による参加の手続

ア 公売参加者は、代理人にインターネット公売の手続をさせる場合、「委任状」を郵送（民間事業者による信書便による場合を含みます。以下同じ。）又は直接提出する方法により、入札等申込期間の開始する2日前（休日等を除きます。以下同じ。）までに公売担当部署に提出（郵送による提出は公売担当部署が指定する期日までに必着していることを要します。以下同じ。）する必要があります。

なお、「委任状」は、日本年金機構ホームページより印刷することができます。

公売担当部署が入札等申込期間の開始する2日前までに「委任状」の提出を確認できない場合は、代理人は、原則として入札等を行うことができません。また、公売参加者以外の方から「委任状」が提出された場合も、入札等を行うことができません。

イ 代理人は、官公庁オークションサイトのログインIDを取得していただいた上で、公売参加申込み及び入札等の手続などを行ってください。

ウ 代理人による公売参加申込み及び入札等の手続などの詳細については、第3《インターネット公売の手続》及び第4《競り売り形式で行うインターネット公売手続》又は第5《入札形式で行うインターネット公売手続》をご覧ください。

### (3) 復代理人の選任の権限

公売参加者は、任意代理人を選任した場合、その代理人に復代理人を選任する権限を付与したものとみなします。

### (4) 代理人による参加における注意事項

ア 代理人に国税徴収法第108条第1項に該当すると認められる事実がある場合、公売参加者及び代理人は同法第108条第1項に該当し、以後2年間当該執行機関の実施する公売に参加できません。

イ 国税徴収法第108条第1項に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者を代理人とした方は、同法第108条第1項に該当し、以後2年間当該執行機関の実施する公売に参加できません。

ウ ア及びイの場合、納付された公売保証金は没収し、返還しません。

## 3 法人代表者によるインターネット公売の参加

法人代表者（法人の代表権限のある方をいいます。以下同じ。）は、法人名でインターネット公売に参加することができます。

なお、法人代表者以外の方がインターネット公売の手続を行う場合は、前記2《代理人によるインターネット公売の参加》に定める手続を行う必要があります。

- (1) 法人代表者が法人名でインターネット公売に参加する場合、法人の所在確認及び法人代表者の資格を証明できる商業登記簿に係る登記事項証明書などの書類を、郵送又は直接提出する方法により、入札等申込期間の開始する2日前までに公売担当部署に提出する必要があります。

公売担当部署が入札等申込期間の開始する2日前までに登記事項証明書などの提出を確認できない場合は、法人代表者は、原則として入札等を行うことができません。

- (2) 法人代表者は、官公庁オークションサイトのログインIDを取得していただいた上で、公売参加申込み及び入札等の手続などを行ってください。

- (3) 法人代表者による公売参加申込み及び入札等の手続などの詳細については、第3《インターネット公売の手続》及び第4《競り売り形式で行うインターネット公売手続》又は第5《入札形式で行うインターネット公売手続》をご覧ください。

## 4 共同入札によるインターネット公売の参加

公売参加者は、公売財産が共有を認める財産（例えば、不動産）の場合、共同入札（インターネット公売で一つの公売財産について、複数の方で共有する目的で、ほかの複数の入札者が共同して入札することをいいます。以下同じ。）を行うことができます。この場合において、共同入札者（インターネット公売で共同入札を行う方をいいます。以下同じ。）は、共同入札代表者（共同入札において、共同入札者の中から一人選ばれた、ほかの共同入札者を代表してインターネット公売の手続を行う方をいいます。以下同じ。）を決める必要があります。

なお、共同入札代表者以外の方がインターネット公売の手続を行う場合は、上記2《代理人によるインターネット公売の参加》に定める手続を行う必要があります。

(注) 共有を認めない公売財産については、共同入札はできません。

(1) 共同入札代表者が共同入札をする場合、共同入札者全員の住所（所在地）、氏名（名称）、持分を記入した「共同入札代表者の届出書」に全ての共同入札者の本人確認ができる共同入札者全員の住民票の写しなどの書類を添えて、郵送又は直接提出する方法により、入札等申込期間の開始する2日前までに公売担当部署に提出する必要があります。

(注) 共同入札代表者は、原則として公売保証金及び買受代金の領収証書の宛名となる方及び公売保証金が返還される場合の受取人となる方といたします。なお、「共同入札代表者の届出書」は、日本年金機構ホームページより印刷することができます。

公売担当部署が入札等申込期間の開始する2日前までに「共同入札代表者の届出書」及び共同入札者全員の住民票の写しなどの書類の提出を確認できない場合は、共同入札代表者は、原則として共同入札をすることができません。

(2) 共同入札代表者は、官公庁オークションサイトのログインIDを取得していただいた上で、公売参加申込み及び入札の手続などを行ってください。

(3) 共同入札代表者による公売参加申込み及び入札の手続などの詳細については、第3《インターネット公売の手続》及び第5《入札形式で行うインターネット公売手続》をご覧ください。

(注) 共同入札によりインターネット公売に参加される方は、公売保証金につきクレジットカードによる提供はできません。

## 5 公売参加者等による自己のためなどの入札等の禁止

(1) 代理人は、公売参加者のために入札等を行う公売財産について、公売参加者のために行う入札等とは別に、自己のために入札等を行うことはできません。

(2) 代理人が、一つの公売財産に対して複数の公売参加者から入札等の手続などについて委任を受けた場合は、その委任を受けたすべての公売財産の入札等を行うことはできません。

(3) 公売参加者は、代理人に入札等の手続などを委任した公売財産について、自己のために又は更に他の代理人に委任して入札等を行うことはできません。

(4) 法人代表者は、法人のために入札等を行う公売財産について、法人のために行う入札等とは別に、自己のために又は他の公売参加者の代理人として入札等を行うことはできません。

(5) 法人代表者が法人のために入札等を行う公売財産について、更に他の代理人に委任して入札等を行うことはできません。

(6) 共同入札代表者は、共同入札を行う公売財産について、共同入札のために行う入札とは別に、自己のために又は他の公売参加者の代理人として入札を行うことはできません。

(7) 共同入札代表者以外の共同入札者は、共同入札を行う公売財産について、共同入札のために行う入札とは別に、自己のために又は他の公売参加者の代理人として入札を行うことはできません。

(8) 共同入札代表者が共同入札を行う公売財産について、更に他の代理人に委任して入札を行うことはできません。

## 第3 インターネット公売の手続

### 1 公売財産情報などの確認

公売担当部署がインターネット公売を実施する場合は、官公庁オークションサイトで公売財産情報

を公開するほか、公売公告及び見積価額公告を年金事務所の掲示板などに公告するとともに、日本年金機構のホームページに公売財産情報を公開します。

公売参加者並びに代理人、法人代表者及び共同入札代表者（以下「公売参加者等」といいます。）は、必要と認めるときは、入札等に先立って、下見会などにおいてその現況や外観を確認する又は登記簿などの関係書類を閲覧するなど、自らの責任において公売財産に関する情報を収集してください。なお、公売参加者等は、情報収集などの際に、公売財産の所有者、占有者などの権利を侵害してはならないことに留意してください。

## 2 公売参加申込み

公売参加者等は、入札等に先立って、公売参加申込みを行ってください。公売参加申込みには、(1) 公売参加者等情報の入力、(2) 公売保証金の提供並びに必要に応じて(3) 代理人・共同入札申込欄の選択(4) 陳述書の提出及び(5) 委任状などの書類提出が必要です。インターネット公売においては、公売参加申込みが完了した官公庁オークションサイトのログインIDでのみ入札等を行うことができます。

### (1) 公売参加者等情報の入力

公売参加者等は、公売公告により定められた公売参加申込期間において、入札等をしようとする公売財産の売却区分を指定の上、公売参加者等の住所・氏名（法人の場合は、商業登記簿などに登記されている所在地・名称・代表者氏名）・電話番号やその他必要事項について、官公庁オークションサイトに入力し、公売参加申込みをしてください。

### (2) 公売保証金の提供

#### ア 公売保証金の意義

公売保証金とは、国税徴収法により定められている、入札等をする前に納付しなければならない金員をいいます。公売保証金は、公売担当部署が、公売財産ごとに、見積価額（最低入札価格）の100分の10以上の金額を定めます。

#### イ 公売保証金の提供方法

公売保証金は、公売財産ごとに提供する必要があります。

公売保証金の提供方法は、次の(ア)又は(イ)の方法によります。ただし、公売保証金の提供方法は公売財産ごとに異なりますので、公売システムの公売物件詳細画面などでどの方法が指定されているかを確認してください。なお、公売参加者等は、公売保証金の提供方法を公売システムの画面上で入力する必要があります。

#### (ア) クレジットカードによる提供

クレジットカードで公売保証金を提供する場合は、公売システムの公売物件詳細画面より公売参加申込みを行い、公売保証金を所定の手続に従って、クレジットカードにて提供してください。

なお、クレジットカードにより公売保証金を提供する公売参加者等は、本ガイドラインへの同意によって、次の事項及び公売システムに掲載されている契約内容などにつき承諾したものとします。

A 紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる公売保証金提供及び返還事務に関する代理権を付与すること。

B クレジットカードによる請求処理を紀尾井町戦略研究所株式会社の必要によってSBペイメン

トサービス株式会社へ委託すること

C 公売参加者等の個人情報につき、紀尾井町戦略研究所株式会社が公売保証金取扱い事務において必要と認める範囲内で当該委託先に開示すること。

D これらの承諾は、インターネット公売が終了し公売保証金の返還が終了するまで取り消せないこと。

また、クレジットカードの利用に当たっては、次の事項に注意してください。

E VISA、マスターカード、JCB、ダイナース、アメリカンエクスプレスカードのマークがついていないクレジットカードなど、ごく一部ご利用いただけないカードがあること。

F 代理人の場合、代理人名義のクレジットカードが必要なこと。

G 法人代表者の場合、法人代表者名義のクレジットカードが必要なこと。

#### (イ) 銀行振込み

A 銀行振込みで公売保証金を納付する場合は、公売システムの公売物件詳細画面より公売参加申込みを行ってください。

B 公売参加者等は、公売担当部署に連絡し、振込先金融機関名、口座名義及び口座番号（以下「公売担当部署指定口座」といいます。）を確認した後、次に事項に留意し、公売担当部署指定口座に公売保証金を振り込んでください。

a 複数の公売財産に入札等を行う場合、公売財産ごとの振込みが必要なこと。

b インターネットバンキングによる振込みは取り扱っていないこと。

c 銀行振込みの際の振込手数料などは公売参加者の負担となること。

d 公売保証金の振込みを行った方のお名前は、公売参加者名である（代理人、法人代表者名でない）こと。

e 共同入札の場合、原則として共同入札代表者名であること。

C 銀行振込みを行った場合、金融機関から受領した振込金受取書などの証明書を添付した公売財産ごとの「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」を、郵送又は直接提出する方法により、入札等申込期間の開始する2日前までに公売担当部署に提出する必要があります。

なお、「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」は、日本年金機構ホームページより印刷することができます。

公売担当部署が入札等申込期間の開始する2日前までに「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」の提出を確認できない場合は、公売参加者等は、原則として入札等を行うことができません。

D 公売担当部署は、公売担当部署指定口座に公売保証金が振り込まれた場合、「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」に記載された公売参加者名で領収証書を発行します。

なお、公売保証金にかかる領収書は、落札できなかった場合の公売保証金の返還時に、年金事務所長等から提出又は提示を求められる場合がありますので（第4の8「公売保証金の返還」参照）、大切に保管してください。

#### ウ 公売保証金の買受代金への充当

公売保証金は、落札後の買受代金の納付に充てることができます。



公売保証金を買受代金へ充当する手続の詳細については、第4《競り売り形式で行うインターネット公売手続》又は第5《入札形式で行うインターネット公売手続》をご覧ください。

## エ 公売保証金の没収

公売参加者等が提供した公売保証金は、以下の場合に没収し、返還しません。

(7) 最高価申込者又は次順位買受申込者となり売却決定されたが、納付期限までに買受代金を納付しない場合

(4) 公売参加者が、国税徴収法第108条第1項の規定に該当する場合

### (3) 代理人・共同入札申込欄の選択

代理人及び共同入札代表者は、公売システムの画面上で、「代理人による手続」欄及び「共同入札」欄の「する」を選択してください。

### (4) 陳述書の提出

不動産の買受申込みをする場合、買受申込者は、国税徴収法第99条の2に基づき、次のいずれにも該当しない旨の陳述書を入札等参加申込期間の開始する2日前までに公売担当部署へ提出する必要があります（ただし、自己の計算において買受申込みをさせようとする者がいる場合には、陳述書別紙を併せて提出する必要があります。）。

なお、公売不動産の最高価申込者等について国税徴収法第106条の2に基づく調査の囑託を行います。

ア 買受申込者（その者が法人である場合には、その役員）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号（定義）に規定する暴力団員をいいます。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者（以下「暴力団員等」といいます。）であること

イ 自己の計算において買受申込みをさせようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等であること

なお、買受申込者又は自己の計算において買受申込みをさせようとする者が法人である場合には、その許認可等を受けていることを証する書面（宅地建物取引業の免許証又は債権管理回収業の認可証）の写しを併せて提出する必要があります。

### (5) 委任状などの書類提出

公売参加者等は、入札等申込期間の開始する2日前までに、第3の2「(4)陳述書の提出」により提出する書類のほか次の書類を公売担当部署に提出する必要があります。

なお、公売担当部署が次の書類を確認できない場合及び公売参加者等がインターネット公売の参加資格がない場合などは、インターネット公売に参加することができません。

#### ア 代理人による参加の場合 第2の2(2)記載の「委任状」

なお、「委任状」は、買受申込者から提出する必要があります。買受申込者以外の方から提出された場合は、代理人はインターネット公売に参加することはできません。

また、買受申込者が制限行為能力者（民法第753条該当者を除きます。）である場合は、親権者の方の同意書などの書類を併せて提出する必要があります。

#### イ 法人代表者による参加の場合 第2の3(1)記載の登記事項証明書など

#### ウ 共同入札をする場合 第2の4(1)記載の「共同入札代表者の届出書」及び共同入札者全員の住民

## 票の写しなど

エ 公売財産が農地である場合 農業委員会などが発行する買受適格証明書

オ 公売保証金の提供方法が銀行振込みの場合 第3の2(2)イ(イ)C記載の金融機関から受領した振込金受取書などの証明書を添付した公売財産ごとの「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」

## 第4 競り売り形式で行うインターネット公売手続

### 1 買受申込み

年金事務所長等が、必要書類の提出や公売保証金の納付を確認し、インターネット公売への参加を認めた公売参加者等には、官公庁オークションサイトから電子メールにより受付完了の通知が送付されます。この通知を受領した公売参加者等は、参加申込みをした公売財産について、入札等申込期間内に、買受申込み（公売システム上は、「入札」という用語が使われております。）をすることができます。

なお、買受申込みを行う場合は、次に掲げる点に留意してください。

- (1) 買受申込みを行う金額は、見積価額以上の金額で、その時点における最高の買受申込価額（「現在価額」欄に掲載された価額）に最小追加単位（公売システム上は、「入札単位」という用語が使われております。）を加算した以上の金額であること。
- (2) 入札等申込期間中は、上記(1)以上の金額であれば何度でも買受申込みをすることができること。
- (3) 買受申込みを行った後には、取消し及び買受申込みを行った金額（公売システム上の「入札価額」欄に入力した金額）より低い金額への変更はできないこと。
- (4) 買受申込みの受付は、入札等申込期間の終了と同時に締め切られる（自動延長は行いません。）こと。
- (5) 自動入札システムに入力した最高額の買受申込みが複数ある場合は、先に自動入札システムに入力した者が最高価入札者として取り扱われること。
- (6) 買受申込みを行った最高価申込価額が、落札後に納付すべき買受代金となること。
- (7) 買受申込みを行った公売財産について、最高額の買受申込みである間は、公売参加者等のログインIDに紐づく会員識別番号（代理人、法人代表者又は共同入札代表者による参加の場合は、それぞれのログインIDに紐づく会員識別番号）及び買受申込価額が、官公庁オークションサイトに公開されること。
- (8) 最高価申込者になった場合には、第4の3《最高価申込者の決定》の定めにより、最高価申込者のカナ氏名及び最高価申込（落札）金額が、年金事務所の掲示場及び日本年金機構ホームページ上に掲載され一般公開されること。

### 2 公売参加申込み及び買受申込みの受付の取消し

次に掲げる場合には、公売参加申込み又は買受申込みがなかったものとして取扱います。

- (1) 公売参加者等が国税徴収法第108条第1項各号に掲げる者に該当する場合
- (2) 公売参加者等が第2の1《インターネット公売の参加制限》のいずれかに該当することが判明した場合

- (3) 公売参加者等が入力した住所・氏名が、住民基本台帳や商業登記簿などに記載されている情報と異なる場合
- (4) 公売参加者等が第三者をかたって公売参加申込み又は買受申込みをしたことが判明した場合
- (5) 公売参加者等が第2の5《公売参加者等による自己のためなどの入札等の禁止》のいずれかに該当することが判明したとき

なお、公売参加申込み又は買受申込みの受付の取消しを受け、国税徴収法第108条の処分を受けた者が公売保証金を提供している時は、その公売保証金は没収されます。

### 3 最高価申込者の決定

公売担当部署は、公売公告に定められた最高価申込者の決定の日において、買受申込みの受付をした公売財産ごとに、買受申込価額が見積価額以上で、かつ最高価額である買受申込者を最高価申込者として決定します。また、インターネット公売では、2人以上が同額の買受申込価額（上限）を設定した場合、先に設定した人を最高価申込者として決定します。

最高価申込者の決定後、最高価申込者のカナ氏名及び最高価申込価額の告知を、年金事務所掲示場及び日本年金機構ホームページ上に一定期間公開することにより行います。

なお、最高価申込者の決定までに、滞納保険料等が完納したことなどにより公売が中止された公売財産については、この限りではありません。

おって、最高価申込者（その者が法人である場合には、その役員）又は自己の計算において最高価申込者に公売不動産の買受申込みをさせた者（その者が法人である場合には、その役員）が、暴力団等に該当することが判明した場合は、最高価申込者の決定が取り消されます。

### 4 競り売り終了の告知

競り売り終了の告知は、日本年金機構ホームページにおいて、最高価申込者のカナ氏名等の告知の終了後、一定期間掲載することにより行います。

また、公売財産が不動産、自動車、ゴルフ会員権などの場合は、売却決定の日（第4の9「売却決定」参照）まで最高価申込者の氏名及びその価額などについて、年金事務所等の掲示場に最高価申込者の決定公告を行うとともに、最高価申込者に対し最高価申込者の決定の通知を行います。

### 5 最高価申込者への連絡

入札等申込期間終了後、最高額で買受申込みをしている公売参加者等に官公庁オークションサイトから電子メールでその旨を通知します。

この通知は、最高価申込者の決定（第4の3「最高価申込者の決定」参照）を通知するものではなく、最高価申込者として決定予定であることを連絡するとともに、その後の公売手続に関し、最高価申込者の決定までの間に、買受代金の納付方法などの連絡を行うための事前通知であることに留意してください。

### 6 公売担当部署による説明

買受代金の納付方法（公売保証金の充当申出を含みます。）や公売財産の権利移転手続などについての説明を行いますので、最高価申込者は、公売担当部署へ電話により連絡をしてください。最高価

申込者から連絡がない場合には、公売担当部署から電話により連絡を行います。なお、公売財産が動産や自動車などの場合は、公売財産の引渡方法の確認についても併せて行います。ただし、最高価申込者と連絡がとれない場合には、この限りではありません。

## 7 公売財産受領方法の選択

動産の最高価申込者は、公売財産の受領方法について、直接引渡しを受ける方法又は運送業者に運送させることにより引渡しを受ける方法を選択することができます。動産の引渡し手続の詳細については、第6の2《動産の権利移転手続》をご覧ください。

## 8 公売保証金の返還

公売参加者等が提供した公売保証金については、公売参加者が最高価申込者となった場合及び国税徴収法第108条第1項《公売実施の適正化のための措置》の規定による処分を受けた場合を除き、終了の告知の後に返還されます。

なお、公売保証金の返還の方法は、次に掲げるいずれかの方法とします。

### (1) クレジットカードによる提供の場合

紀尾井町戦略研究所株式会社は、クレジットカードにより提供された公売保証金を返還する場合は、クレジットカードからの公売保証金の引き落としを行いません。

ただし、公売参加者のクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、実際に公売保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

### (2) 銀行振込みによる納付の場合

公売保証金の返還方法は、「公売保証金振込通知書兼払渡請求書」に記載された公売参加者が指定する銀行の預金口座へ振込みとなります。

(注) 銀行振込みの際の振込手数料は公売参加者の負担となります。

公売保証金は、日本銀行歳入代理店に登録されていない一部金融機関の口座には振り込めませんので、年金事務所等の公売担当者にご確認ください。

また、公売参加者以外の名義の口座には降り込めませんので、ご注意ください。

## 9 売却決定

公売担当部署が定めた売却決定の日において、最高価申込者に対して売却決定を行います。売却決定を受けた公売参加者は買受人となり、売却決定価額（買受代金）を納付することによって公売財産の権利を取得することとなります。

なお、売却決定の日は、原則として、公売財産が動産等の場合は、最高価申込者の決定の日に、不動産等の場合は、最高価申込者の決定の日の1週間後から3週間後までの間で年金事務所長等が指定する日となります。

また、売却決定価額は、買受申込みを行った最高価申込価額となります。

## 10 売却決定の取消し

次に掲げる場合などには、公売担当部署は売却決定を取り消します。

### (1) 買受代金の納付前に公売財産に係る滞納保険料等の完納の事実が証明されたとき。

- (2) 買受人が買受代金の全額を公売公告に定められたその納付の期限までに納付しないとき。
- (3) 買受人が国税徴収法第108条第1項《公売実施の適正化のための措置》の規定による処分を受けたとき。

#### 11 買受申込みの取消し

国税通則法（昭和37年法律第66号）第105条第1項ただし書《不服申立てがあった場合の処分の制限》その他の法律の規定に基づき滞納処分の続行の停止があった場合には、その停止期間は、最高価申込者又は買受人は、第4の1《買受申込み》の規定にかかわらず、その買受申込みを取り消すことができます。

買受申込みを取り消した買受人が、公売保証金を提供している場合は、その公売保証金は返還されます。

#### 12 公売保証金の没収

買受人が提供した公売保証金がある場合において、次に掲げる場合は、その公売保証金は返還されません。

また、紀尾井町戦略研究所株式会社と納付保証契約を締結している場合は、紀尾井町戦略研究所株式会社に提供したクレジットカードの与信枠から、公売保証金相当額が引き落とされることとなります。

- (1) 買受人が公売公告に定められたその納付の期限までに買受代金の全額を納付しないとき。

なお、自動入札システムを利用した買受申込みにおいて、入札金額の上限額を誤って入力した結果、最高価申込者として決定された場合であっても、買受代金の全額を納付しないときは、公売保証金は返還されないことに留意してください。

- (2) 公売参加者等が、公売保証金を納付した後、買受代金を納付するまでの間に国税徴収法第108条1項《公売実施の適正化のための措置》の規定による処分を受けたとき。

#### 13 買受代金の納付

買受人又は買受人に代わってインターネット公売手続を行う代理人、法人代表者及び共同入札代表者（以下これらの方々を併せて「買受人等」といいます。）は、公売公告に定められた買受代金の納付の期限までに、売却決定価額に相当する金額を買受代金として納付しなければなりません。

買受人等は、買い受けた公売財産について提供した公売保証金について、買受代金に充当することができます（紀尾井町戦略研究所株式会社と納付保証契約を締結している場合は、紀尾井町戦略研究所株式会社に提供したクレジットカードの与信枠から、公売保証金相当額が引き落とされることとなります）。この場合、納付すべき買受代金の金額は、売却決定価額から提供した公売保証金額を控除した金額となります。

(注) 買受人等は、公売保証金を買受代金に充当する場合、公売担当部署に対し、買受代金を納付するまでに「公売保証金の充当申出書」を提出する必要があります。

公売担当部署は、充当申出がされた公売保証金につき領収証書を発行しますが、この場合の宛名は買受人とします。買受代金の納付の方法は、次に掲げるいずれかの方法とします。

なお、納付方法は、公売担当部署ごとに異なりますので、事前に確認してください。

#### (1) 公売担当部署に直接納付する方法

買受人等が、納付期限までの休日等以外の日の午前8時30分から午後5時までの間に、公売担当部署へ現金（銀行振出しの小切手又はその支払保証のある小切手（以下「銀行振出小切手等」といいます。）を含みます。）を持参し、直接納付してください。

なお、現金書留などでの郵送（民間事業者による信書便による送付を含みます。）による納付やクレジットカードによる納付はできません。

また、銀行振出小切手等による納付ができる場合には、公売財産の売却区分ごとに銀行振出小切手等を分けて納付する必要があるとともに、銀行振出小切手等を取り扱う手形交換所によっては、手数料を別途納付していただく場合もあります。

#### (2) 公売担当部署が指定する金融機関の口座に振り込む方法

買受人等が、公売担当部署から公売担当部署指定口座を確認した後、当該口座に買受代金を振り込むことにより納付してください。納付手続きにつきましては、第3の2(2)イ(イ)《銀行振込みによる納付》をご確認ください。

なお、納付期限までに公売担当部署が買受代金の振込みを確認できない場合は、売却決定は取り消されますので、振込みについては、なるべく「電信」又は「至急扱い」で行ってください。

### 14 買受代金の納付の効果

買受人は、買受代金の全額を納付した時に公売財産の権利を取得します。ただし、農地など公売財産を買い受けるために、許可や承認などが必要な場合には、これらの許可や承認などを受けた時に公売財産の権利を取得することとなります。

買受人が公売財産の権利を取得した場合には、次に掲げる効果が生じます。

#### (1) 買受人は、公売財産上の質権、抵当権などの担保権に対抗することができること。

ただし、買受人に担保権を引き受けさせることを条件として換価した場合には、この限りではありません。

#### (2) 買受人は、差押え又は差押え前に設定された抵当権などの担保権に対抗することができない賃借権などの用益権へ対抗することができること。

また、差押え又は差押え前に設定された抵当権などの担保権に対抗することができる賃借権などの用益権には、対抗することができないこと。

#### (3) 買受人は、現実の引渡しの有無などにかかわらず、買受代金の納付後に生じた公売財産のき損、盗難、焼失などによる損害の負担を負うこと。

### 15 買受人が負担する権利移転に伴う費用

買受人は、次に掲げる費用を負担しなければなりません。

- (1) 権利移転登記又は登録に必要な嘱託書の郵送料（切手）などの必要費用
- (2) 公売財産が不動産である場合における権利移転登記に必要な登録免許税
- (3) 公売財産が有価証券又はゴルフ会員権等である場合における名義変更手数料
- (4) 公売財産を運送業者に運送させて引渡しを受ける場合における梱包・運送費用

- (5) 買受代金納付期限の翌日以降に引渡しを受けた場合における保管料などの手続遅延費用

## 第5 入札形式で行うインターネット公売手続

### 1 入札

公売参加申込みの受付が完了した公売参加者等は、参加申込みをした公売財産について、入札等申込期間内に、入札をすることができます。

なお、入札を行う場合は、次に掲げる点に留意してください。

- (1) 入札は一度しか行うことができないこと。
- (2) 入札を行った後には、取消し及び入札を行った金額の変更はできないこと。
- (3) 入札の受付は、入札等申込期間の終了と同時に締め切られる（自動延長は行いません。）こと。
- (4) 入札を行った最高価申込価額が、落札後に納付すべき買受代金となること。
- (5) 最高価申込者になった場合には、第5の4《最高価申込者の決定》の定めにより、最高価申込者のカナ氏名及び最高価申込（落札）金額が、年金事務所の掲示場及び日本年金機構ホームページ上に掲載され一般公開されること。
- (6) 次順位買受申込者になった場合には、第5の8《次順位買受申込者の決定》の定めにより、次順位買受申込者のカナ氏名及び次順位買受申込金額が、年金事務所の掲示場及び日本年金機構ホームページ上に掲載され一般公開されること。

### 2 公売参加申込み及び入札の受付の取消し

第4の2をご確認ください。

### 3 追加入札

#### (1) 追加入札の意義

追加入札とは、最高の価額の公売参加者等が二人以上いらっしゃる場合に、これらの方々（以下「追加入札該当者」といいます。）のみによる追加の入札を行い、最高価申込者を決定することをいいます。追加入札においても、入札は一度のみ可能です。

なお、追加入札は、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売システム上において、期日入札により行います。

#### (2) 追加入札の周知方法

追加入札該当者に対し、入札期間終了後、官公庁オークションサイトから電子メールにて追加入札該当者であること及び追加入札期間をお知らせします。

#### (3) その他

ア 追加入札該当者が追加入札期間中に追加入札を行わなかった場合は、当初の入札と同額で追加入札したものとみなします。

イ 共同入札者が追加入札該当者となった場合、代表者のログインIDでのみ追加入札が可能です。

ウ 追加入札に係る開札は、追加入札期間終了後、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売システム上において行います。

### 4 最高価申込者の決定

公売担当部署は、公売公告に定められた最高価申込者の決定の日において、入札の受付をした公売財産ごとに、入札価額が見積価額以上で、かつ最高価額である入札者を最高価申込者として決定します。

追加入札が行われた場合は、追加入札において追加入札価額が当初の入札価額以上で、かつ最高価額である入札者を最高価申込者として決定します。ただし、追加入札終了後も最高価額での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で最高価申込者を決定します。

最高価申込者の決定後、最高価申込者のカナ氏名及び最高価申込価額の告知を、年金事務所掲示場及び日本年金機構ホームページ上に一定期間公開することにより行います。

なお、最高価申込者の決定までに、滞納保険料等が完納したことなどにより公売が中止された公売財産については、この限りではありません。

おって、最高価申込者（その者が法人である場合には、その役員）又は自己の計算において最高価申込者に公売不動産の買受申込みをさせた者（その者が法人である場合には、その役員）が、暴力団等に該当することが判明した場合は、最高価申込者の決定が取り消されます。

## 5 入札終了の告知

入札終了の告知は、日本年金機構ホームページにおいて、最高価申込者のカナ氏名等の告知の終了後、一定期間掲載することにより行います。

また、公売財産が不動産、自動車、ゴルフ会員権などの場合は、売却決定の日（第5の11「売却決定」参照）まで最高価申込者又は次順位買受申込者の氏名及びその価額などについて、年金事務所等の掲示場に決定公告を行うとともに、決定の通知を行います。

## 6 最高価申込者への連絡

第4の5をご確認ください。

## 7 公売担当部署による事前説明

第4の6をご確認ください。

## 8 次順位買受申込者の決定

最高価申込者が買受代金を納付しなかった場合などにおいて、次順位買受申込者がいる場合に、次順位買受申込者に売却決定します。

公売担当部署は最高価申込者決定後、以下の条件を全て満たす公売参加者を次順位買受申込者として決定します。

- (1) 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額で入札していること。
- (2) 入札価額が最高価申込者の入札価額から公売保証金額を差し引いた金額以上であること。
- (3) 入札時に次順位買受申し込みを行っていること。

上記の条件を全て満たす入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）により次順位買受申込者を決定します。

なお、入札時に次順位買受申し込みを行った場合、この申し込みは取り消すことができませんの



ご注意ください。

また、公売担当部署は、次順位買受申込者を決定したときは、次順位買受申込者のカナ氏名と次順位買受申込価額を、年金事務所掲示場及び日本年金機構ホームページ上に一定期間公開することにより行います。

## 9 次順位買受申込者への連絡

次順位買受申込者又はその代理人など（以下「次順位買受申込者など」といいます。）には、官公庁オークションサイトから入札終了後、あらかじめログインIDで認証された次順位買受申込者などのメールアドレスに、次順位買受申込者として決定された旨の電子メールを送信します。

- ・官公庁オークションサイトから次順位買受申込者などに送信した電子メールが、次順位買受申込者などのメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、公売担当部署が売却決定を受けて買受人となった次順位買受申込者などによる買受代金の納付を買受代金納付期限までに確認できない場合、その原因が次順位買受申込者などの責に帰すべきものであるか否かを問わず、公売保証金を没収し、返還しません。

## 10 公売保証金の返還

第4の8をご確認ください。

なお、次順位買受申込者が提供した公売保証金については、最高価申込者が買受代金納付期限までに買受代金の全額を納付した後に返還されます。

## 11 売却決定

### (1) 最高価申込者に対する売却決定

公売担当部署が定めた売却決定の日において、最高価申込者に対して売却決定を行います。売却決定を受けた公売参加者は買受人となり、売却決定価額（買受代金）を納付することによって公売財産の権利を取得することとなります。

なお、売却決定価額は、入札を行った最高価申込価額となります。

### (2) 次順位買受申込者に対する売却決定

公売担当部署は、最高価申込者が買受代金を納付しなかった場合などにおいて、次順位買受申込者がいる場合に、次順位買受申込者に対して売却決定を行います。

最高価申込者の決定を取り消し、次順位買受申込者がいない場合は、当該公売は成立しません。

#### ア 次順位買受申込者の売却決定金額

次順位買受申込者の売却決定金額は、次順位買受申込者の入札価額を売却決定金額とします。

#### イ 売却決定を受けた次順位買受申込者が買受代金を納付しなかった場合

売却決定を受けた次順位買受申込者が買受代金を納付しない場合、納付された公売保証金は返還しません。

この場合、当該公売は成立しません。

## 12 売却決定の取消し

第4の10をご確認ください。

## 13 入札の取消し

第4の11をご確認ください。

## 14 公売保証金の没収

第4の12をご確認ください。

## 15 買受代金の納付

第4の13をご確認ください。

## 16 買受代金の納付の効果

買受人は、買受代金の全額を納付した時に公売財産の権利を取得します。ただし、農地など公売財産を買い受けるために、許可や承認などが必要な場合には、これらの許可や承認などを受けた時に公売財産の権利を取得することとなります。

買受人が公売財産の権利を取得した場合には、次に掲げる効果が生じます。

(1) 買受人は、公売財産上の質権、抵当権などの担保権に対抗することができること。

ただし、買受人に担保権を引き受けさせることを条件として換価した場合には、この限りではありません。

(2) 買受人は、差押え又は差押え前に設定された抵当権などの担保権に対抗することができない賃借権などの用益権へ対抗することができること。

また、差押え又は差押え前に設定された抵当権などの担保権に対抗することができる賃借権などの用益権には、対抗することができないこと。

## 17 買受人が負担する権利移転に伴う費用

買受人は、次に掲げる費用を負担しなければなりません。

(1) 権利移転登記又は登録に必要な嘱託書の郵送料（切手）などの必要費用

(2) 権利移転登記の嘱託に係る登録免許税

## 第6 公売財産の権利移転手続

### 1 公売財産の権利移転手続の通則

公売財産の権利移転手続については、財産の区分に応じ、第6の2から6までに定めるところによることとし、この規約に定めのない財産の権利移転手続については、これらの定めるところに準ずることとします。ただし、公売担当部署がその財産の特殊な事情などを考慮して必要と認めた場合は、第6の2から6までの規定を必要と認める範囲において変更することができるものとします。

なお、買受人は、買受代金の全額を納付した後でなければ、第6の2から6までに定める公売財産の

権利移転手続を公売担当部署に求めることができません。

また、公売担当部署が買受代金の納付の期限までにその買受代金の全額が納付されたことを確認することができないときも同様とします。

## 2 動産の権利移転手続

動産の権利移転手続の方法は、次に掲げるいずれかの方法とします。

### (1) 公売担当部署から直接引渡しを受ける方法

買受人が、買受代金の納付の期限の日に、公売担当部署の指定する場所において、公売担当部署から直接公売財産の引渡しを受けてください。この場合において、買受人は、次の書類等を持参し、公売担当部署に提示又は提出する必要があります。

ア 身分に関する証明書（運転免許証等。以下同じ。）

イ 公売財産引渡確認書（日本年金機構ホームページより印刷することができます。）

ウ 委任状及び買受人の住所証明書（代理人が引渡しを受ける場合。以下同じ。）

なお、事前に公売担当部署に連絡の上、その他必要書類の有無等について確認してください。

※ 住所証明書とは、買受人が個人である場合には住民票、法人である場合には商業登記簿に係る登記事項証明書をいいます。

### (2) 運送業者に運送させることにより引渡しを受ける方法

買受人が、その公売財産の梱包、受領、運送などを運送業者に依頼して運送業者を通じて公売財産の引渡しを受けてください。

運送業者に運送を依頼する場合は、原則として、公売財産の梱包を併せて依頼する必要がありますが、梱包について業者の手配が困難な場合は、公売担当部署にご相談ください。

公売担当部署では、運送業者の斡旋、梱包、発送伝票の作成、運送費用の立替払いなどは行いませんので、引渡しの場所、日時、運送代金の支払方法、荷送人の取扱いなど、運送に必要な事項を、買受人の責任において依頼する運送業者に指示してください。

また、買受人は、公売担当部署が指定する日までに、「指図運送人引渡依頼書」及び発送伝票などの運送業者への引渡しに必要な書類並びに住民票を、公売担当部署あてに提出する必要があります。

なお、「指図運送人引渡依頼書」は、日本年金機構ホームページより印刷することができます。

また、次の場合には、公売担当部署は公売財産の引渡しを行いませんので、ご注意ください。

ア 公売担当部署に必要な書類が提出されない場合、公売担当部署において書類の提出を確認できない場合、又は提出書類に不備がある場合。

イ 運送業者に依頼した搬送先が、買受人が第3の2(1)《公売参加者等情報の入力》で登録した住所（代理人に依頼した場合は、公売参加申込みで提出した委任状に記載した住所）と相違する場合で、「指図運送人引渡依頼書」にその旨を記載していない場合。

ウ 運送業者に依頼した搬送先の受取人が、買受人と相違する場合（受取人が代理人（共同入札代表者を除きます。）の場合も同様です。）で、「指図運送人引渡依頼書」にその旨を記載していない場合。

なお、買受人が依頼した運送業者への公売財産の引渡しを行なったことによって、買受人が引渡しを受けたこととなりますので、買受人は、公売担当部署から運送業者への財産の引渡し後の運送

中に生じた破損、紛失などによる損害の賠償を公売担当部署に求めることはできません。

運送業者への依頼が困難な場合は、公売担当部署にご相談ください。

- (3) 公売担当部署が公売財産の保管命令を行っている者から引渡しを受ける場合、滞納者や第三者が保管している公売財産については、公売担当部署から買受人に対して当該公売財産を保管している者の住所・氏名を記載した「売却決定通知書」を交付することによって財産の引き渡しを行うこととなります。

買受人は、公売担当部署から受領した「売却決定通知書」により、公売財産を保管している者から当該財産の引渡しを受けることとなりますが、保管している者が引き渡さないとしても、公売担当部署は現実の引渡しをする義務を負いません。

### 3 有価証券の権利移転手続

有価証券の権利移転手続は、買受人が、買受代金の納付の期限の日に、公売担当部署の指定する場所において、公売担当部署から直接公売財産の引渡しを受けることとなります。その際には、次の書類等を公売担当部署に提示又は提出する必要があります。

ア 身分に関する証明書

イ 印鑑

ウ 委任状及び買受人の住所証明書

なお、事前に公売担当部署の公売担当者に連絡をして、その他必要書類の有無等について確認してください。

また、公売した有価証券に係る権利移転について、滞納者に裏書又は名義変更の手続をさせる必要があるときは、滞納者に一定の期限を指定してこれらの手続をさせた上で、買受人は引渡しを受けることとなります。ただし、滞納者が一定の期限内にこれらの手続をしないときは、公売担当部署が滞納者に代わって裏書を行った上で、買受人へ引き渡すか、又は、公売担当部署から買受人が名義変更を請求する旨を記載した書類の交付を受け、買受人が名義変更の手続を行うこととなります。

### 4 不動産の権利移転手続

不動産の権利移転手続は、買受代金の納付の期限の日に、公売担当部署の指定する場所において、次により行います。

なお、公売参加申込みの際に登録された住所及び氏名が、提出していただく住所証明書と異なる場合（転居などにより相違している場合で、住所証明書によりその経緯などが確認できる場合を除きます。）は、権利移転手続が行うことができないことに、ご注意ください。

- (1) 買受人は、次の書類等を持参して公売担当部署に提示又は提出し、公売担当部署から売却決定通知書の交付を直接受けて権利移転手続関係の説明を受けることとなります。

ア 身分に関する証明書

イ 印鑑

ウ 委任状

エ 売却決定通知書（当日交付を受けたもの）

オ 住所証明書（登記に要します。）

カ 登録免許税の領収証書（登録免許税の額が3万円以下である場合は、その登録免許税の額に相当する印紙でも構いません。）

キ 権利移転手続に必要な書類の郵送費用の額に相当する郵便切手

- (2) 公売担当部署は、公売財産の権利移転の登記嘱託手続を行い、登記所から売却決定通知書（不動産登記法（平成16年法律第123号）第117条《官庁又は公署の嘱託による登記の登記識別情報》に規定する登記識別情報にあたります。）の還付を受け、これを買受人に交付することになります。

## 5 自動車の権利移転手続

自動車の権利移転手続は、買受代金の納付の期限の日に、公売担当部署の指定する場所において、次により行います。

ただし、登録のない自動車（いわゆるナンバープレートを取得しておらず、一般公道を走行することができない自動車のこと。）の権利移転手続は、買受人が行うこととなります。その場合の手続は、第6の2《動産の権利移転手続》によることとなります。

なお、公売参加申込みで登録された住所及び氏名が、提出していただく住所証明書と異なる場合（転居などにより相違している場合で、住所証明書によりその経緯などが確認できる場合を除きます。）は、権利移転手続を行うことはできません。

- (1) 買受人は、次の書類等を持参して公売担当部署に提示又は提出し、公売担当部署から売却決定通知書の交付を受けるとともに、権利移転手続関係の説明を受けた上で、公売財産（自動車検査証を含みます。）の引渡しを直接受けることとなります。

また、その際、公売財産を運輸支局など（買受人の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所をいいます。）に持ち込む日（以下「指定日」といいます。）を連絡してください。

なお、その他必要書類の有無等については、事前に公売担当部署の公売担当者に確認してください。

ア 身分に関する証明書

イ 公売財産引渡確認書

ウ 委任状及び住所証明書

エ 買受人の自動車保管場所証明書

オ 買受人の印鑑証明書

カ 自動車検査証記入申請書（必要事項を記載し、買受人が署名、押印したもの）

キ 必要な手数料の額（500円）に相当する自動車検査登録印紙を貼付した手数料納付書

ク 権利移転手続に必要な書類の郵送費用の額に相当する郵便切手

- (2) 公売担当部署は、運輸支局などに、(1)のエからクに掲げる書類を郵送します。

- (3) 買受人は、指定日に運輸支局などに公売財産を持ち込み、新しい自動車検査証の交付を受けます。

## 6 ゴルフ会員権の権利移転手続

ゴルフ会員権の権利移転手続は、買受人が、買受代金の納付の期限の日に、公売担当部署の指定する場所において、次の書類等を持参して公売担当部署に提示又は提出し、公売担当部署から売却決定

通知書の交付を受けた上で公売財産の預託金預り証書の引渡しを直接受けることとなります。

ア 身分に関する証明書

イ 公売財産引渡確認書

ウ 委任状及び住所証明書

なお、事前に公売担当部署に連絡の上、その他必要書類の有無等について確認してください。

また、公売担当部署は、ゴルフ場経営会社などの公売財産の第三債務者に売却決定通知書を交付しますので、買受人は、速やかにそのゴルフ場経営会社などに、公売財産の名義変更などの請求を行う必要があります。

この場合において、そのゴルフ場経営会社などから名義変更などの承諾が得られなかったときは、その売却決定を取り消し、買受代金を返還します。ただし、名義変更などの請求手続を、正当な理由なく1年以上行わなかった場合などにおいては、この限りではありません。

## 第7 雑則

### 1 様式

次に掲げる様式及び記載例については、日本年金機構ホームページに掲載しておりますので、買受申込者は、必要に応じてダウンロードして使用して下さい。

- (1) 委任状
- (2) 共同入札代表者の届出書
- (3) 公売保証金振込通知書兼払渡請求書
- (4) 公売保証金の充当申出書
- (5) 公売財産引渡確認書
- (6) 指図運送人引渡依頼書
- (7) 陳述書

### 2 個人情報の取扱い

公売担当部署は、インターネット公売を実施するため、公売参加者等から直接又は紀尾井町戦略研究所株式会社を通じて取得する次に掲げる公売参加者等の個人情報について、日本年金機構の定める文書管理規程等に従い、適切に保有・管理します。

また、公売参加者等がインターネット公売に参加する場合、紀尾井町戦略研究所株式会社がインターネット公売の手続において必要な公売参加者等の個人情報を公売担当部署に提供することに同意したものとみなします。

- (1) 住民票の写し、委任状に記載された個人情報など、インターネット公売の手続において公売担当部署が公売参加者等から直接取得する個人情報
- (2) 公売参加申込みの際に公売システムに入力される情報など、インターネット公売の手続において紀尾井町戦略研究所株式会社を通じて公売参加者等から取得する個人情報
- (3) 公売参加者等による公売保証金の提供、返還その他これらに附帯して取得する個人情報
- (4) 公売参加者等が紀尾井町戦略研究所株式会社との間に締結した公売保証金の提供契約に関する個人情報

### 3 システム利用における禁止事項

公売参加者等は、公売システムの利用に当たり、次に掲げる行為を禁止します。

また、紀尾井町戦略研究所株式会社は、公売担当部署の依頼を受けて、次に掲げるいずれかの行為をした者又はいずれかの行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由のある者に対し、その者の入札等の受付をしないなど必要な措置を講ずることになります。

- (1) 公売システムをインターネット公売の手続以外の目的で不正に利用すること。
- (2) 公売システムに不正にアクセスをすること。
- (3) 公売システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
- (4) 公売システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- (5) 法令又は公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること。
- (6) その他公売システムの運用に支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為をすること。

### 4 公売実施の適正化のための措置

公売担当部署は、第7の3《システム利用における禁止事項》のいずれかに掲げる行為、その他国税徴収法第108条第1項《公売実施の適正化のための措置》のいずれかに掲げる行為をした者に対し、同条の規定に基づく必要な措置を講ずることになります。

なお、当該規定による処分を受けた方は、その後2年間、年金事務所長等が行う全ての公売（インターネット公売を含みます。）に参加することができません。

### 5 買受人の地位の移転などの禁止

最高価申込者及び買受人の地位などインターネット公売に参加したことにより得た地位並びに公売担当部署に対する権利については、移転又は譲渡をすることはできません。また、担保に供することもできません。

### 6 免責事項

日本年金機構は、公売が中止されたこと又は公売参加者の代理人や運送業者がした行為などにより公売参加者等（公売システムにアクセスした者を含みます。）又は第三者が被った損害について、一切の責任を負いません。

### 7 準拠法

この規約は、日本法が適用されるものとします。

### 8 インターネット公売の手続において使用する通貨、言語、時刻など

- (1) インターネット公売の手続において使用する通貨

インターネット公売の手続において使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札等価額などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

- (2) インターネット公売の手続において使用する言語

インターネット公売の手続において使用する通貨言語は、日本語に限ります。この場合におい

て、公売システムで使用する文字は、J I S 第 1 第 2 水準漢字（J I S（工業標準化法（昭和24 年法律第185号）第17条第 1 項の日本工業規格をいいます。） X0208をいいます。）を使用するため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。

(3) インターネット公売の手続において使用する時刻

インターネット公売の手続において使用する時刻は、日本国の標準時によります。

9 日本年金機構インターネット公売ガイドラインの改正

日本年金機構は、必要があると認めるときは、本ガイドラインを改正することがあります。

なお、改正を行った場合には、日本年金機構は、遅滞なく公売システム上に掲載することにより公表するものとし、公表した日以降に公売参加申込みの受付を開始するインターネット公売から適用します。

10 その他

官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、公売担当部署が掲載していない情報については、日本年金機構インターネット公売に関する情報ではありません。